

## 彦根市立図書館 雑誌スポンサー募集要領

彦根市では、雑誌スポンサーを募集するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目的

彦根市立図書館(以下「図書館」という。)に新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とし、広く雑誌の提供者を募るものとする。

### 2 雑誌スポンサーの対象者

雑誌スポンサーになることができるのは、企業、商店、個人事業主、その他、図書館長が認めるものとする。

### 3 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担いただき、提供された雑誌最新号の雑誌カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、雑誌カバーの裏面には雑誌スポンサーが作成した広告を表示することができる。(最新号は館内閲覧資料)

図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とする。

### 4 雑誌カバーに掲載する広告の内容

雑誌カバーに掲載する広告は、図書館の品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、その掲載基準は彦根市広告掲載要綱(平成 23 年 8 月 18 日告示第 151 号)および彦根市広告掲載基準(平成 23 年 8 月 18 日施行)に定めるもののほか、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の関係法令に違反する人材募集の広告
- (2) 将来の利益が確実である、もしくは保証されているかのような誤解を与える表現、安全・確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおる表現等を含む、投機的商品ならびに出資者および出資金の募集の広告

### 5 雑誌スポンサーが提供することができる雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から、広告掲載を希望する雑誌を選定すること。

### 6 広告の規格と配架場所

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面には、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦 4 センチメートル、横 13 センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。
- (2) 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。
- (3) 雑誌スポンサー名ならびに広告はいずれも雑誌スポンサーで作成すること。
- (4) 提供雑誌は雑誌コーナーに配架するが、配架位置は指定できない。

## 7 広告の掲載期間

雑誌スポンサーとなることができる期間は、図書館長が雑誌スポンサーとなることを決定した日の属する月の翌月の1日から翌年の3月31日までとなる。ただし、申し込みをした日が12月から2月までになるときは、当該申込者との協議により雑誌の提供も含め、4月1日からとすることができる。

雑誌スポンサーが雑誌提供の継続を希望する場合は、提供期間満了日の2か月前までに「9 広告の申込方法」のとおり広告の申込を行うことで、提供期間満了日の翌月の1日から翌年の3月31日まで更新することができる。

掲載期間は、提供期間内の発行雑誌とし、雑誌納入業者の領収書または金融機関の口座振込票等（写し可）で支払の確認するものとする。

## 8 広告内容の変更

雑誌スポンサーは、定められた期間の中で、1回に限り広告内容を変更することができる。

なお、広告内容を変更する雑誌スポンサーは、彦根市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更届（様式第5号。以下「広告変更届」という。）を図書館長に提出すること。

図書館長は、雑誌スポンサーから広告変更届の提出を受けたときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を彦根市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更結果通知書（様式第6号）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

## 9 広告の申込方法

雑誌スポンサーになろうとする者は、彦根市立図書館雑誌スポンサー兼広告掲出申込書（様式第1号）に広告原稿案と会社等概要のわかるもの、暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（様式第1号の1）を添えて、郵送または持参、もしくは図書館長が指示する形式による電子申請（メール等）により図書館長に提出するものとする。

なお、初めて雑誌スポンサーを申込しようとする場合を除き、申込書および広告原稿案以外の書類等は、その内容に変更がない限り、省略することができる。ただし、概ね1年以上の間、広告を掲載しなかったときは、この限りではない。

## 10 雑誌スポンサーの募集方法

雑誌スポンサーの募集は、毎年2月に次年度分を彦根市立図書館ホームページおよび広報ひこね等により行うものとする。

また、年度途中で雑誌スポンサーが付いていない雑誌がある場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

## 11 雑誌スポンサーの決定等

彦根市立図書館雑誌スポンサー兼広告掲出申込結果通知書（様式第2号）により申込者に可否の決定を通知する。

※雑誌スポンサーになることの可否の決定は、同一雑誌に申請者が多数の場合は、先着順とする。

## 12 提供雑誌の購入代金と納品

- (1) 雑誌スポンサーになった者は、決定した提供雑誌の代金を指定する雑誌納入業者に納入するものとする。
- (2) 代金は納入業者の指定する期日までに、該当年度の3月分までの購読料を一括先払いで直接支払うこととする。
- (3) 振込手数料など雑誌の購入にかかる費用は雑誌スポンサーの負担とする。
- (4) 雑誌スポンサーは、価格変動および刊行頻度の変更等により雑誌代金の過不足があった場合、納入業者と協議するものとする。

## 13 雑誌提供の中止

- (1) 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする月の2か月前までに彦根市立図書館雑誌スポンサー雑誌提供中止届（様式第3号）を提出するものとする。
- (2) 雑誌の提供を中止した場合には、一括納付した納入業者と協議するものとする。

## 14 雑誌の休刊等の取り扱い

雑誌スポンサーが提供している雑誌が休刊又は廃刊となった場合の取扱いは、図書館長と雑誌スポンサーで協議して決定する。

## 15 雑誌スポンサーの取消について

図書館長は次に掲げる場合には、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (2) 雑誌スポンサーまたは広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに雑誌の購読料を納付しなかった場合
- (4) 彦根市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の定めと反していると図書館長が判断した場合
- (5) 図書館長は、上記(1)～(4)の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、彦根市立図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第4号)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。
- (6) 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を取り消された場合において、広告掲出に要した費用について、図書館長にその補償を請求することができない。

## 16 広告掲出の停止

図書館長は、業務に支障がある等、特に必要と認めるときは、広告を掲出しないことができる。

## 17 損害の免責

図書館長は、広告掲出の停止による損害またはその責めに帰さない事由により広告掲出ができなかったことによる損害もしくは広告掲出期間中における広告物の汚損、破損、滅失若しくは盗難による損害については、その賠償の責めを負わない。

## 18 雑誌スポンサーの責任

広告の内容に関する責任は、雑誌スポンサーが負うものとする。

#### 19 暴力団等排除に係る雑誌スポンサーの取消

図書館長は次のいずれかに該当する場合には、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約によって生ずる権利または義務を譲渡したとき。

(2) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められたとき。

ア役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員またはその支店もしくは常時物品供給(製造)の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 20 購読料の返還

雑誌スポンサーの取消または中止を行った場合においても、すでに納入された雑誌購入に係る費用の返金は行わないものとする。

#### 21 申請・お問い合わせ先

〒522-0001 彦根市尾末町8番1号

彦根市立図書館

受付時間 10:00~18:00

※休館日(月曜日・祝日・第4木曜日・年末年始、特別整理期間)を除く

電話 0749-22-0649 FAX0749-26-0300